

厚生福祉


 時事通信社

104-8178 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信社
 昭和28年5月30日 第3種郵便物認可
 毎週2回火・金曜日発行(但し祝日を除く)
 購読料金 税抜月額4,100円
 本誌掲載記事・写真などの無断複写、複製、転載を禁じます。
 ©時事通信社2019
 ©誌面内容に関するお問い合わせ(編集部)
 kousei-dokusha@jiji.com

目次

副業時代の社会保険の行方

政府の成長戦略や働き方改革では、わが国も先進諸外国のように従業員(兼業)を認めて、柔軟な働き方による能力の発揮や所得の増加を促している。

わが国の社会保険(厚生年金・健康保険)は、所得に着目してどこで働いてもそれぞれに課税する所得税とは異なり、「主たる事業所」に着目して当該事業所の通常従業員の4分の3以上の勤務時間がある者を加入対象としている。今後増える副業は個人請負型、従業員型などがあるが、社会保険適用をどうするのが課題となる。

副業では、副業先の通常従業員の4分の3以上の勤務時間という基準に該当することはなからう。

元・駐スウェーデン
 特命全権大使・渡邊芳樹



短時間勤務で週20時間以上などの社会保険適用基準該当者でも、本人が二つ以上の勤務届を出さなければ年金事務所の管轄も合算・按分された保険料も決まらない。副業者が本業で残業を抑制し効果的な働き方に努めれば、本業での所得は少なくなりがちである。他方、副業先では社会保険料を労使ともに負担しない恐れがある。社会保険料全体の負担はその分抑制される。事業主の立場からは、本業で負担が抑制され、副業では負担を免れることは歓迎すべきことであろうし、従業員にしてみても目先の手取り所得が増えることはありがたい。しかし、副業の普及は社会保険料全体の負担を軽減し、将来の年金給付抑制に資する方策である

から望ましい旨の公式説明は聞いたことがない。また副業の実態や副業の普及に伴う影響もよく分からないままである。一見小さな問題だが、社会保険の将来に向けた持続可能性に関わる重要な論点を内包している。困難でも、特に従業員型の副業ではマイナンバーを活用し税務署と協力して副業先の事業所と本人の名寄せで社会保険の職権適用を図れないものだろうか。

スウェーデンでは公務員も民間従業員も自由に副業を選択できるが、日本のように社会保険の4分の3ルールは存在しない。短時間でも複数の事業所でも従業員として働けば、国民番号で把握された所得を基に事業主が社会保険料を原則全額負担する。上記のような問題は発生しようがない。

令和の時代の社会保険の足元をしつかり固めて管理してほしいものである。